

令和9年度障がい者（児）施設整備の基本方針

健康福祉部 障がい者支援課

1 整備方針策定の考え方

障害者基本法の「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての選択の機会が確保され、地域社会において他の人々と共生することを妨げられない。」とする理念の実現に向け、地域での自立生活への支援、安心して暮らせる生活基盤の確保等を図る観点から、次のとおり、施設整備の方針を定める。

2 優先的に実施する施設整備

(1) 障がい者（児）の安全対策の促進

- ① 利用者の安全を確保するため、耐震診断や老朽度調査等の結果、耐震化改修や施設の大規模改修等を行う必要のある施設の整備。
- ② 災害時の利用者の安全を確保するため、入所施設等において非常用自家発電設備の設置、給水設備の設置など、施設の災害対策を強化するための施設の整備。
- ③ 利用者の安全を確保するため、ブロック塀等の倒壊防止のための改修、アスベストの除去、水害対策強化整備など、施設の防災対策を強化するための施設の整備を優先する。

(2) グループホームの整備促進

- ① 障がい者が地域で安心して暮らすためには、生活の拠点となる住まいの場を確保する必要があることから、地域バランス等を考慮し設置が遅れている地域の施設整備。
- ② 地域生活の支援のため、緊急時の対応やレスパイトとしての機能を有する短期入所の整備が必要であることから、短期入所を併設する施設。
- ③ 重度障がい者の地域生活への移行を進めるため、重度障がい者や医療的ケアが必要な障がい者向けの施設整備を予定している施設。

(3) 発達障がい児支援施設整備の促進

発達障がい児の支援の充実を図るため、地域での障がい児支援の拠点となる児童発達支援センターの整備。

(4) 日中活動の場の整備促進

- ① 地域での自立した生活を支援するため、日中活動の場となる通所事業所の整備が必要であることから、地域バランス等を考慮し設置が遅れている地域の施設整備。
- ② 重度障がい児（者）の日中活動の場の確保が必要であることから、医療的ケアに対応できる障害児通所支援事業所、生活介護事業所の整備。

(5) 地域生活支援拠点等整備の促進

障がい者等が地域において安心して自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにするため、短期入所や相談支援機能等を有し、障がい者の地域での暮らしを

支える、地域生活支援拠点等となる施設の整備。

(6) 強度行動障がい有者受入れ体制の整備の促進

強度行動障がい有者受入れ体制を整えるため、当該者を受け入れ、障害福祉サービス等を提供するために、特性に対応した環境整備を行う施設を優先する

3 上記2のほか、優先度を判定する観点

- (1) 県障害福祉計画及び県障害児福祉計画に基づく整備目標の達成に資するものであること。
- (2) 施設整備の目的、計画等が具体的であること。
- (3) ニーズ調査等が十分に行われ、真に必要な整備計画となっていること。
- (4) 施設所在市町村、圏域自立支援協議会等の関係者との調整が十分行われていること。
- (5) 設置・運営主体となる法人の組織体制及び運営状況が適正であること。
- (6) 資金計画が適正で、法人の安定した運営が確保されていること。
- (7) 利用者の利便性を確保する観点から、施設の立地、構造、設備等において配慮がなされていること。

4 整備計画書提出に当たっての留意事項

- (1) 整備計画書は、令和8年8月29日までに所管の保健福祉事務所に2部提出すること。
- (2) 事業計画は、補助金の内示から令和10年2月28日までに補助事業が完了するものであること。なお、期日までに完了しない計画となる場合は事前に障がい者支援課に協議すること。
- (3) 整備を行う圏域におけるニーズ調査等を十分に行うとともに、整備予定地の市町村に事前に説明等を行うなど、市町村の障害福祉計画及び障害児福祉計画との整合性を図ること。
- (4) 補助基準単価は、社会福祉施設等施設整備費国庫補助金交付要綱に記載されている補助基準単価を用いて補助金額を算出するが、今後、国の補助基準単価の変動等に伴い、補助額が変更となる場合があること。なお、事前に交付要綱をよく確認した上で、計画書を提出すること。
- (5) 優先度等により県予算額の範囲内において社会福祉法人・社会福祉施設等整備審査会に諮る案件を選定し、当該審査会の承認を得た案件について、国庫補助協議を行うものであること。
- (6) 整備計画書の提出された案件が全て補助採択されとは限らないため、補助採択されなかった場合の対応についても検討しておくこと。
- (7) 浸水想定区域または土砂災害警戒区域等に該当する場合は、避難確保計画を作成すること。なお、避難確保計画の作成に当たっては、想定される浸水深や周辺地域の状況を踏まえた適切な計画となるようにすること。